

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から令和九年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、同字尾崎前、同字欠田、同字大利及び同字荒神明の各一部、同大字越生字河原の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

### 五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

### 六 変更の内容

第十条第一項中「十三」を「五」に変更する。

第三十二条第三項中「五」を「三」、「二」を「一」に変更する。

第三十二条第四項中「当選人が亡くなったとき」を削除する。

第三十三条第一項中「五」を「三」に変更する。

第三十三条第二項中「五」を「三」、「二」を「一」に変更する。

第五十九条第四項中「当選人が亡くなったとき」を削除する。

### 七 変更認可の年月日

令和六年六月十一日